

【取扱い・運用】

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）施行令第 14 条第 1 項第 2 号に定める高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具とは、オストメイト（人工肛門・人工膀胱造設者）対応の設備である。オストメイト対応の設備であることは、製造・販売メーカーのHPやカタログ等で「オストメイト対応（配慮）」として取り扱われていることが確認できるものとする。

【趣旨・解説】

法令に規定される水栓器具について、オストメイト（人工肛門・人工膀胱造設者）対応の設備であることを判断する際の基準を定める。

【備考】

参考文献：バリアフリー法逐条解説2006（建築物）第 4 版 P33

【適用について】

本取扱は野々市市内に計画されるものについて令和 3 年 1 月 4 日より適用する。